

発議案第34号

自衛隊の南スーダンでの「駆け付け警護」に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進	㊞
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠	㊞
	同	堀 口 明 子	㊞
	同	三 田 登	㊞

提案理由

国に対し、自衛隊の南スーダンでの「駆け付け警護」に反対する。
これが、本案を提出する理由である。

自衛隊の南スーダンでの「駆け付け警護」に反対する意見書

政府は、安全保障法制（いわゆる戦争法）に基づき、南スーダン共和国の国連平和維持活動（PKO）で、今後派遣予定の陸上自衛隊に対し、「駆け付け警護」などの新任務を付与しようとしている。しかし、南スーダンでは、政府軍と反政府軍の戦闘が激化しており、国際的には明確な「内戦状態」にあるとされている。

自衛隊が活動する首都ジュバでは、本年7月の政府軍と反政府軍の戦闘で数百人が死亡しており、10月には北東部の都市で大規模な戦闘が起き、多数の死傷者が出ている。これは明らかに、紛争当事者間の停戦合意成立などの「PKO参加5原則」の崩壊と言わざるを得ない事態である。

このような場所で「駆け付け警護」などの新任務を付与することになれば、国民が最も危惧している自衛隊員による武器使用が現実のものとなる。憲法第9条のもとでは決して許されない「殺し、殺される」事態は、何としても避けなければならない。

今、日本がやるべきことは、自衛隊を南スーダンから直ちに撤退させるとともに、憲法第9条に基づく非軍事による人道支援、民生支援を抜本的に強めることである。

よって、本市議会は国に対し、自衛隊の南スーダンでの「駆け付け警護」に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

外務大臣様

防衛大臣様